

平成24年 第11回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成24年 7月12日（木）午前10時02分

場 所：教育委員会室

平成24年7月12日

東京都教育委員会第11回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第38号議案及び第39号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

第40号議案

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 「指導主事等による東日本大震災被災地視察研修」報告書及び指導資料
(DVD)の作成と活用について

(2) 「平成23年度インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の
手引」、「情報モラル啓発用DVD」及び「児童生徒向けリーフレット」に
ついて

(3) 東京都独自の「道徳教育教材集」の作成・配布について

(4) 平成25年度使用都立高等学校用(都立中等教育学校の後期課程及び都立特
別支援学校の高等部を含む。)教科書の調査研究資料について

(5) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

3 その他

(1) 東京都教育委員会教育長の任命について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	竹花 豊
委員	瀬古 利彦
委員	川淵 三郎
委員	大原 正行

事務局（説明員）	教育長（再掲）	大原 正行
	次長	庄司 貞夫
	理事	高野 敬三
	総務部長	松山 英幸
	都立学校教育部長	直原 裕
	地域教育支援部長	谷島 明彦
	指導部長	坂本 和良
	人事部長	岡崎 義隆
	福利厚生部長	前田 哲
	教育政策担当部長	白川 敦
	特別支援教育推進担当部長	廣瀬 丈久
	人事企画担当部長	加藤 裕之
（書記）	総務部教育政策課長	八田 和嗣

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから平成24年第11回定例会を開会します。

取材・傍聴関係です。報道関係は日本経済新聞社外4社、個人は合計6名からの取材・傍聴の申込みがございました。入室を許可してもよろしいですか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室をしていただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、川淵委員にお願いします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回6月14日開催の第9回定例会会議録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ承認いただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第9回定例会の会議録については、御承認いただきました。

前回6月28日開催の第10回定例会会議録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。よろしくをお願いします。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第40号議案、報告事項（5）及びその他の案件（1）については、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきまして、そのように取り扱います。

議 案

第38号議案及び第39号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼1件について

【委員長】 では、第38号議案及び第39号議案、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について、説明を都立学校教育部長、お願いします。

【都立学校教育部長】 第38号及び第39号議案資料を御覧ください。

これは東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案を依頼する議案と、同条例施行規則の一部を改正する規則を制定する議案を付議するものです。

改正の内容です。まず（1）条例の改正ですが、「東京都特別支援教育推進計画」に基づき、新たに特別支援学校を設置するために、その学校の名称と位置を定めるものです。名称は「東京都立志村学園」、位置は板橋区西台です。

（2）は、同条例施行規則の改正です。これは東京都立志村学園の障害種別、課程及び学科を定めるもので、障害種別は肢体不自由と知的障害です。肢体不自由については、小学部、中学部、高等部普通科を、また知的障害については高等部就業技術科を設置するという内容です。

2の都議会に付議する時期ですが、9月に予定しています平成24年第3回都議会定例会を予定しています。

3の施行期日ですが、公布の日から施行するという内容です。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますか。

本件については、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。――〈異議なし〉――では、本件については、原案のとおり御承認いただきました。

報 告

（1）「指導主事等による東日本大震災被災地視察研修」報告書及び指導資料
（DVD）の作成と活用について

【委員長】 次に、報告事項です。報告事項（1）指導主事等による東日本大震災

被災地視察研修報告書及び指導資料（DVD）の作成と活用について、説明を指導部長、よろしくお願いします。プロジェクターも使いますので、よろしくお願いします。

【指導部長】 報告資料（1）を御覧ください。

本年1月末、防災教育の補助教材「3.11を忘れない」を作成し、小・中学校にそれぞれ配布しました。学校現場では、これを使用して防災教育のための授業をしていまして、この資料については良い評価をいただいているところです。資料そのものは活用しているのですが、ここに載せてある写真等について、現地の生の情報を持った者が詳しく説明できると、更に本教材が生きてくるのではないかとということで、本年5月22日から24日にかけて、都及び区市町村教育委員会の指導主事等63名が被災地を訪れ、補助教材に載っている地域を自分たちの目で見て、現地の様子を肌で感じるという研修を行いました。まもなくその報告書がまとまる場所ですので、その報告を先にします。

A3のペーパーの真ん中の左を御覧ください。実際に2泊3日で研修をしましたが、その報告の内容として、視察を3本、講演を10本という形で資料をまとめました。お手元に「視察研修」という冊子がありますが、6ページを御覧ください。これは、視察1「石巻市立門脇小学校 東日本大震災当日の避難経路」というタイトルになっています。それぞれのページについては、「研修のねらい」から始まり、どういった内容を視察してきたのかということがまとめてあります。また、最後は「今後の防災教育の改善等に向けて」ということで、参加した指導主事等が、本資料をどのように使っていきたいかというコメントを載せています。

こういった3本の視察と10本の講演についてまとめたものを冊子にしてあるわけですが、更に現地での写真や動画、また、講演等で使われた資料等も学校へ提供したいということで、DVDにまとめることにしました。DVDはまだ最後の確認をしている最中で完成はしていませんが、どういう中身か御覧いただきたいと思います。

（DVD映写）

視察3本と講演10本についての日付が出ていますが、今回は6ページ、7ページの門脇小学校のところを御覧ください。

ここには、研修生が撮った写真を載せてあります。必要な写真は各学校で取り出せ

るようになっていきます。今、御覧いただいているのは、視察をしている様子や、火事で燃えてしまった校長室です。この方が当時の校長先生で、今回、私たちのために説明をしていただいた方です。今、画面の写真にある壁の線は少しわかりにくいのですが、ここまで津波がきたという高さです。

【瀬古委員】 これは1階ですか。

【指導部長】 1階です。

これは、講師の方が作ってくださったレジュメです。また、講演の中身を細かく記録したものも入っていますので、実際に聞いていなくても、この記録を御覧いただければ講演内容がわかるようになっていきます。

それから、発災当日、門脇小学校の子供たちがどういう状況にあったかという、講演の時に講師の方が用意したプレゼンテーションの資料も入っています。こういうものが全部このDVDの中にあります。

さらに、動画の映像や細かい資料、静止画、こういったものをトータルに、ビジュアルで使用してもらうように、これを各学校に配布して、防災教育を進める際の資料にしてもらう予定です。

現在、最後の確認作業を行ってしまして、今月末には資料とDVDをセットにしたものを各学校に配布したいと思います。こうしたものを使って、「3.11を忘れない」という補助教材を更に学校でも使用してもらい、防災教育を充実してもらいたいと考えています。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございますか。

【瀬古委員】 講演会の中身も全部入っているのですか。

【指導部長】 音声は入っていませんが、逐語記録及び講演要旨という形で全部中に入れてあります。

【瀬古委員】 文章で入っているのですか。

【指導部長】 はい、文章です。

【瀬古委員】 話しているところはないのですね。

【指導部長】 はい。

【委員長】 ほかにございませんか。

【竹花委員】 今、東北の被災地には東京都教育委員会から何名の先生が派遣をされていますか。

【人事部長】 宮城県に25名の教諭が1年間派遣されています。小学校中心になります。

【竹花委員】 わかりました。ありがとうございます。

【委員長】 ほかに、何かございますか。よろしゅうございますか。

有効に使用してもらいたいと思いますので、よろしく申し上げます。本件につきましては、報告として承りました。

(2) 「平成23年度インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引」、「情報モラル啓発用DVD」及び「児童生徒向けリーフレット」について

【委員長】 報告事項(2)平成23年度インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引、情報モラル啓発用DVD及び児童生徒向けリーフレットについて、説明を指導部長、よろしく申し上げます。本件についても、プロジェクターを使用します。

【指導部長】 報告資料(2)です。「平成23年度インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引」、「情報モラル啓発用DVD」及び「児童生徒向けリーフレット」の3点セットの資料を作成しましたので、それについて説明します。

A3資料の左上です。学校非公式サイト等のチェックですが、平成21年6月から東京都教育委員会で独自に実施してまして、21年6月から22年3月までで1万3,955件ございました。その後、22年度、23年度と年を追うごとに少なくはなってきていますけれども、昨年23年度でも1万1,438件と、まだかなり多いという実態があります。内容としても、^{ひぼう}誹謗中傷、個人情報の公開、自殺自傷行為をほのめかすような内容、こういったものが日々のチェックの中から検出されています。こういった取組は継続的に対応していかなければなりません。1万1,438件という件数を考えると、もう終

わったとはとても言えそうにありません。その関係で、各学校における情報モラル教育を充実させること、さらに、児童生徒を有害情報から守る取組を推進していくことが必要です。そのために、今申し上げた3つの資料・手引等を作成しました。

最初に、指導事例集です。ブルーの本ですが、これは学校非公式サイト等で検出された不適切な書き込み等を基に資料を作成しました。書き込みの中身を全部で10分類に分けて、それぞれの小・中・高・特別支援学校用の中身を10分類×4校種ということで40事例載せています。

目次の後の「iii 分類解説」にあります1番から10番、「違法犯罪行為」から「その他」まで10分類に分けてあります。これらについて、4事例ずつ資料の方に入れてあります。実際の不適切な書き込みを基にしていますが、個人が特定されないよう配慮しつつ、できるだけ生の情報を提供するようにし、各学校での実態の理解が深まるようにしました。また、それぞれについては、児童生徒の指導や保護者への対応に役立つよう、関連事例や指導上の注意、指導対応例等を付けています。

二つ目が、資料の真ん中に記載している「情報モラル啓発用DVD」を新しく作成しました。これは、事例集等で40事例を挙げましたが、実際の非公式サイト等で検出されたものを基にして、「ネットトラブルの怖さ」や「問題点」、「対応の仕方」に関する具体事例をドラマ化して、小学校用と中・高校生用にそれぞれ4事例ずつ作りました。

内容としては、不適切な内容として最も多かった、自身の個人情報^{ひぼろ}を公開するとか、誹謗中傷、不適切な行為、中・高校については売春・買春の援助交際等について、発達段階に応じて4事例をそれぞれ10分間くらいのビデオで作成しました。また、これを見学用と教員用と2種類作って、教員用の方には指導のポイントや、チェックシートを載せて、すぐに指導に役立てられる形を取りました。各学校からは、授業、集会でも活用したとか、教員研修だけでなく、保護者会等でも活用して、家庭での連携した取組に役立っているというような報告が上がりつつあるところです。

最後に、「児童・生徒向けリーフレット」という小さいリーフレットですが、これは小学校3・4年生用と中学校1年生用の2種類作りました。

内容としては、ネットトラブルの事例が大事なので、それには注意点や相談窓口等

を載せて、困ったときはすぐここへ電話しなさい、ここに電話すれば相談に乗りますと、東京こどもネット・ケータイヘルプデスクと、東京都いじめ相談ホットラインの電話番号を紹介しています。では、DVDを御覧ください。

(DVD映写)

これは小学校の教員版ですが、「守ろう！インターネットのルールとマナー」ということで、字幕の有無や、ナレーション解説付き等、児童生徒の実態に合わせてそれぞれ選んでもらうように作ってあります。

クリックしますと、これは小学校版の4編、「友達の心を傷つける」、「自分の体や命を傷つける」、「友達の情報を教えてしまう」、「自分の情報を教えてしまう」、の4つでできています。「友達の心を傷つける」を御覧ください。出だしはチェーンメールの話から入りまして、児童生徒用はこういう内容のところだけで、教員用はこの後に指導のポイントを入れてあります。

今紹介した資料を使って、インターネットの不適切な書き込み等の減少に今後も取り組みたいと思っています。また、非公式サイト等の監視業務は継続したいと思えますし、こういったものをもっと現場の先生方にも多く知ってもらうためのICT教育フォーラムを11月に、これまでは1回でしたけれども、2回に増やして開催し啓発をしていきたいと思っています。情報モラル教育の一層の充実、更に児童生徒を有害情報やネットトラブルから守る取組を今後も継続していきたいと思っています。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明について、何か御質問、御意見ございますか。

よろしゅうございますか。これは、どういう場所で、どういう使い方をするかによって決まるから、その辺の工夫も要りますね。

【指導部長】 はい。基本的には、子供たちに見せる場面としては、学校での普及活動の時間とか、また、朝や帰りの時間、10分くらいなので何回も見てもらえると思います。

【委員長】 刷り込みですね。

【指導部長】 はい。あと、保護者にも知ってもらいたいので、保護者会等でも使用してもらおうとありがたいと思っています。

【委員長】 私は、保護者の方に御覧いただくのは非常に効果があると思います。
ほかに何かございますか。

【竹花委員】 東京都教育委員会は、ネットがもたらす子供たちへの害悪を何とか少なくするために、学校でもいろいろな取組をしようということで、今回も積極的に進めてきたと思います。その流れの中の一つで、非常に良い資料が作られたと思います。学校現場で、特に小・中学校でこれが活用されるようにしてほしいと思います。東京都教育委員会は区市町村の教育委員会に対する指示・命令権はないので、この種の資料は、良い資料ができて学校現場で使用されないまま眠ってしまうということが往々にしてあります。そういうことがないように、区市町村教育委員会への指導権限はあるわけですから、しっかりした指導をお願いしたいと思います。

【委員長】 よろしゅうございますか。
それでは、本件につきましては、報告として承りました。

(3) 東京都独自の「道徳教育教材集」の作成・配布について

【委員長】 報告事項(3) 東京都独自の道徳教育教材集の作成・配布について、説明を指導部長、よろしくをお願いします。

【指導部長】 報告資料(3) 東京都独自の「道徳教育教材集」の作成・配布についてです。

資料の上の段です。新しい学習指導要領には、道徳教育の目標に新たに「公共の精神を尊び」が追加されて、自己の生き方についての考えを深めることが道徳の時間に求められることとなりました。また、これまで東京都教育委員会、また文部科学省が実施した学力学習状況調査等、都民アンケート、そういったものの中から、都民は、子供たちの耐性及び公共心、規範意識の低下といったことに対して、非常に危惧をしているということもわかりました。そのことから、人が人として生きていく上で大切にすべき道徳的価値を子供たちに継承させていくことが重要だと考えています。

このたびは、子供たち一人一人が道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深めるための教材として、東京都独自の「道徳教育教材集」を作成・配布するこ

とにしました。このたびは中学校版ができましたので、これについて報告します。

中学校版については、「心みつめて」とタイトルを付けました。全部で171ページ、3章構成になっています。この特長としては、先人の残した名言・名句や伝記物語を読むことで、生徒が自分の生き方を考えることができるようにしたこと、それから、自分の生活や体験を振り返ることで自分を見つめ、自分の考えを深めていくことができるようにしたこと、また、道徳の時間だけではなくて、いろいろな場面で自ら考えるきっかけを持てるように、他の教科でも活用できるようにしたこと、さらに、保護者と生徒と一緒に読むことによって、学校と家庭をつないで連携して生徒の豊かな心を育てることができるようにしたこと、このような特長を持たせたつもりです。

この教材集については、公立中学校等の全生徒に本年の7月下旬までに配布予定です。また、区市町村の教育委員会や全公立中学校の道徳教育担当者を対象にして、本教材集の説明会を7月下旬に実施する予定です。また、これらの教材の使い方について教師用指導書も作成しまして、これは一月遅れになりますが、8月下旬には配布したいと思います。また、保護者にも本教材を理解してもらいたいということから、保護者向けリーフレットも併せて8月下旬に配布する予定です。

それでは、教材集の中身を具体的に説明します。

目次の次のページですが、巻頭言として、夏目漱石の「日記」から「真面目に考えよ。誠実に語れ。摯実に行え。」というものを入れました。やはり中学生にとって、真面目に考えるということ、誠実に語るということはきちんと教えたいというところから、これを巻頭の言葉に入れました。

第1章は「先人のことばに学ぶ」です。これは、人生の指針となるような故事成語、詩、短歌・俳句、歌詞等を載せています。

2ページは、世阿弥の言葉で「初心忘るべからず。」というところから入っています。一般的には「初心忘るべからず。」だけですが、この後に「三ヶ条の口伝あり。」ということで、「是非初心忘るべからず。時々初心忘るべからず。老後初心忘るべからず。」、それぞれについての内容も後々わかるように入れました。

また、3ページは宇野千代さんの「信じるということは面白いことである。」とい

う内容で、全部で32の言葉で第1章は構成されています。

それから、47ページですが、ここからが第2章になります。これも「先人の生き方に学ぶ」ということで、人や社会のために力を尽くすことなど、目標を持ち努力し続けた人、人や社会のために尽くした人、真理を追求した人、こういった先人の生き方を伝記風の読みものにして構成されています。

48ページからは、「日本の近代建築に魂をこめて」ということで、東京駅を設計しました辰野金吾さんの話から、滝廉太郎さん、佐藤慶太郎さんと、全部で8編作っています。

また、119ページからは「自分を見つめて学ぶ」ということで、これは日常生活や体験を振り返りながら、自問自答して学ぶことができるようにワークシート等を作っています。120ページ、「あなたの心、元気ですか?」ということで、「気力、活力、心の元気はとっても大事!」という見開きで作っています。ここから先については、学習指導要領で中学校については24の内容項目が示されていますので、この24の内容項目に合わせた形で作成しています。

以上、中学校版の教材集を各学校に配り、それぞれこの教材集を使いながら道徳教育の一層の充実を各学校で進めてもらいたいと考えています。

また、中学校だけでなく、小学校版についても現在作成中でして、小学校版は低学年・中学年・高学年の3部作になるように、1・2年生版では「心あかるく」、3・4年生版は「心しなやかに」、5・6年生版では「心たくましく」を現在作成中です。来年3月には全小学校に配布する予定で準備を進めているところです。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。何か御質問、御意見等ございますか。

【川淵委員】 ここに出てくる文章は、全部原文のままの言葉遣いですか。

【指導部長】 原文のままにしますと、巻頭言の漱石のところも平仮名ではなくて片仮名で書いたりしていますので、今の子供たちが読みやすい形で、できるだけ原文に忠実にということで作成しました。

【川淵委員】 例えば「いう」などは「いふ」と書く文章がありますね。そういう使い方もここにあって、昔はこういう使い方をしたんだということを知ることも大事

かなと私は思うのです。韓国では、ハングル語ばかりになり漢字を教えなくなって、昔の韓国の歴史が分からなくなったというのが今の韓国の若い人の現状のようです。だから、そういう言葉遣いも昔あったということのある程度授業の中で教えていくことがあってもいいのかなと思いつつ見ていました。片仮名を平仮名に変える分には良いですが、そういう言語の昔の言い方、「わ」が「は」になっているとかここに書いてあるので、この辺の区分けはどうしているのかと思ったのです。

【指導部長】 中学生でもある程度分かるような部分についてはそのまま使っています。例えば17ページに「人の己を知らざるを患へず」というのがありますし、また、21ページですが、「道ふを休めよ 他郷 苦辛多しと 同袍 友有り 自ら相親しむ」のところも、最後の「薪を拾はん」と、できるだけ当時の表現を幾つかは残しております。古典について学習はしていますけれども、中学生で学習する範囲に合わせた形で、使えるところは残しています。

【川淵委員】 例えば、34ページに「^{せいちよく}正直なる者は」とありますね。どうして「^{せいちよく}正直」と読むのですかと言ったら、どう答えるのですか。

【指導部長】 これは、指導書の方にこのことを書いて教員に配ろうと思っています。「^{しょうじき}正直」と「^{せいちよく}正直」というのは意味が違いますので、ここは「^{せいちよく}正直」でなければいけないのだという指導をしてもらうように指導書の中に載せる予定です。

【川淵委員】 でも、「^{せいちよく}正直」とは普通使わないですね。初めて知りましたが、どういう意味ですか。

【指導部長】 「^{せいちよく}正直」というのは正しく真っ直ぐに行くということですし、「^{しょうじき}正直」というのは嘘・偽りがないということで意味が違うので、こういう言葉もあるというのは、語意を知る学習にもつながります。

【川淵委員】 そういう説明を聞けばよく分かります。なぜ「^{しょうじき}正直」と読んではいけないのかと言われたら、先生はどう答えるのかなと思ったのです。

【内館委員】 これがもしテストに出たときに、「^{しょうじき}正直」とルビを振らずに、「^{せいちよく}正直」と振ったらこういう言葉もあると、正解にするわけですね。

【指導部長】 漢字の書き取りの試験問題をもし作るとすると、「^{せいちよく}正直」という字句だけで出題することはありませんので、前後に言葉をつけて、その文脈として正し

い読み方になるのはどういう読みになるのかという聞き方をしますから、多分大丈夫だと思います。

【内館委員】 決めつけるのも危ないですね。次の言葉にルビを振りなさい、「正直」、「公平」とか一つずつ単語が出ていて、そういうテストがないとも限らないし、危ないですね。でも、これは「^{せいちよく}正直」で良いのですね。

【委員長】 いろいろな広がりがあってよろしいのではないですか。

【川淵委員】 今の説明がわかったから安心しました。でも、内館委員がおっしゃったように、読み書きといった時に、これを覚えている子が「^{しょうじき}正直」よりは「^{せいちよく}正直」と書いた方が点が良くなるぐらいのことを思って書いた時はどうするのかというのがありますね。その時はどうするのですか。

【内館委員】 意味が違うということをきちんと教えることですね。

【指導部長】 そうですね。

【委員長】 漱石の文章、特に「日記」はそのまま載せてしまうと読めないですね。我々でも抵抗を感じないくらいですね。そういう意味では、これは一つの良い例として出してもらって良いのではないですか。

【川淵委員】 勉強になります。

【竹花委員】 これは道德教育を進める上で有力な教材になると思います。私は、道德の問題について東京都教育委員会で議論する際に、何度か申し上げてきましたけれども、きれいごとばかりではなくて、子供たちが見ている現実社会、現実の家庭で感じている疑問に答えていく、そういうことが道德を考える上で非常に重要だし、そのことを抜きにして、良いことばかり言っても子供たちの道德的な考え方というのは伸びていかないのではないかということやずっと申し上げてきています。今回は、第3章の「自分を見つめて学ぶ」というところでもはっきりしていますが、良いことばかりを一生懸命言っているわけですね。

例えば、148ページに「社会の秩序」というところがあります。「法やきまりは、なんのためにあるのだろうか？」ということで、法や決まりの意味や役割を書いていますけれども、これは中学生に考えてもらうような資料としては非常に浅いものだと思うのです。子供たちは、現に周りに万引きをしている子供たちがいて、あるいは、

いろいろな非行をしています。また、いろいろな報道に接しています。彼ら自身も同じように、どうしたらいいのだろうと迷うこともあります。いじめの問題はどうだろうということもあります。そうした事柄について、やはり突っ込んだものにはなっていないと思います。

あるいは、158ページに「大切な家族の一員として」とあります。「家族や家庭について考えよう」と書いてあります。ここに掲げているのは、それなりに安定した家庭が前提として書かれているわけですが、今の子供たちの状況は、そうでない子供たちがかなりの割合を占めています。また、そういう子供たちにこそ家族や家庭について考えてもらいたいのに、そうしたことには役に立たないものだろうと思います。

一つ一つ申し上げましたけれども、私はずいぶん昔から皆さん方に申し上げていますが、スウェーデンの社会科の教科書「あなた自身の社会」を参考にしてください。

「異性を正しく理解し尊重して」というのが136ページにあります。犯罪の問題、家庭の問題、離婚の問題、あるいは子供たちの性の問題の記述が、これも通り一遍の話であります。今、子供たちが抱えている性の問題というのは、こんなところにとどまらないわけで、そういう子供たちにとって非常に大事な問題について、もう少し突っ込んだ考え方というか、資料を提示することが今の中学校の子供たちにはとても大切で、日本の教育はそこを逃げてきているというのが私の一貫した思いで、何度も申し上げてきたと思うのですが、ここでもそこにとどまっていると思うのです。これからいろいろな教材を更に小学校版についても作っていくことを考えていますので、是非とも今申し上げたような視点で、スウェーデンの教科書を参考にしながら、子供たちが感じている、こんなことで良いのかなというような家庭の問題や、社会の問題、あるいは自分自身の行動の問題について、少し突っ込んだ考え方、何が正しいということを押しつけるのではなくて、こういうことがあって結果はこうなるよ、犯罪を犯せばこういうペナルティが世の中には待っているということも含めて、もう少し突っ込んだ知識を提供し、考え方を深めてもらう、そうしたものになる資料を別途検討してもらいたいと思いますし、そこは強く要請をしたいと思います。

これは、私が個人的にそういうものを作りたいと思ったくらいですけれども、今こ

ういう形で道徳の問題について東京都教育委員会が取り組んでいる中で、やはり本質的な問題に踏み込んで少し考えてもらいたいということを強く要請をしたいと思いません。よろしくお願いします。

【委員長】 日本の場合は、今、竹花委員がおっしゃったようなモデルケースのようなものから入っていくのですが、かねがね私が感じているのは、イソップにしても、アンデルセンにしても、英国のいろいろなフォークロアにしても、極めて残酷なものです。初めのスターティングポイントが我が国と違います。日本はほんわかしたことを大事にするから、その辺が今、竹花委員がおっしゃったようなところにつながっていくのだと思います。そういうものばかりにすると日本では相当抵抗が出るでしょうが、竹花委員が御指摘になったような見方でこういうものを少し入れていくということも必要ではないかと思えます。

ほかに何かございますか。内館委員、よろしいですか。

【内館委員】 けっこうです。

【委員長】 それでは、本件につきましては、報告として承りました。

(4) 平成25年度使用都立高等学校用（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）教科書の調査研究資料について

【委員長】 報告事項（4）平成25年度使用都立高等学校用（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）教科書の調査研究資料について、説明を指導部長、よろしくお願いします。

【指導部長】 それでは、報告資料（4）です。A4の報告資料（4）と書いてあるものが1枚、抜粋版、それから3種類の厚い冊子、以上の3点がこれからの説明で使用するものです。

今回は、文部科学省作成の「高等学校用教科書目録（平成25年度使用）」に登載されています文部科学省検定済教科書のうち、平成23年度に行われた教科書検定において新たに合格した273点について調査研究を実施しました。その調査研究を行ったものについてまとめたものが「調査研究資料」という厚い冊子になっているものです。

また、都立特別支援学校の高等部で使用する高等学校用教科書については、表紙に「(特別支援学校用)」とあるものですが、別途作成しています。

なお、都立特別支援学校については、「水産」という教科を開設するところはありませんので、「水産」に関する2点の教科書を除く、全部で271点について、調査研究を行いました。

御覧のとおり、共通教科、専門教科、特別支援学校用ということで3種類ありますが、抜粋版を用いて内容について説明します。

右下に1から20までの通し番号を振っていますので、こちらの番号を御覧いただきながら説明します。

まず、通し番号2及び3に目次があります。共通教科については10教科33種目について調査を行いました。

また、通し番号5を御覧ください。タイトルとして「高等学校用(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)教科書調査研究資料について」とありますが、ここには冒頭で採択の権限や、調査研究に当たっての基本的な考え方等を記載しています。

内容は3点ありまして、1点目は、公立学校の教科書を採択する権限は所管の教育委員会に属しているということです。したがって、都立学校の場合は、都教育委員会に採択の権限があるということです。2点目は、教科書調査研究資料を作成するに当たり、それぞれの教科書の特徴がわかるように配慮するということです。3点目は、各都立高等学校等においては、校長の責任と権限の下、校内に教科書選定委員会を設置して、生徒の実態等を踏まえた教科書の調査研究を行うとともに、都教育委員会が作成する教科書調査研究資料を十分活用して、最も適切な教科書を選定するということです。

具体的に内容について説明しますが、今回は通し番号7にあります地理Aの教科書を例にして、調査研究資料の構成について、紹介します。

今回、地理Aで調査したのは、新たに発行される5点の教科書です。通し番号8には、学習指導要領における教科・科目の目標等が載っています。

通し番号9の「教科書の調査研究」にありますとおり、(1)内容、(2)構成上

の工夫、大きく分けてこの二つの内容で資料は構成されています。

また、(1)内容のうち、調査研究の総括表においては、学習指導要領の各教科・科目の目標等を踏まえて設定した調査項目について調査しています。例えばaでは「地図の読図や作図などを主とした作業的、体験的な学習を取り入れるなど地理的スキルが身に付くように工夫されている箇所数」ということで、実際に教科書を見て、該当する箇所が何か所あるのかということ数を数え上げたものです。また、bは「各項目における日本について取り扱っているページ数及び全体に占める割合」ということで、該当のページが何ページあって、それは全体の何パーセントを占めるのか、こういった分量に関わることについて調べています。

また、「イ 調査項目の具体的な内容」として、教科書の特徴をより明確にするために具体的内容を調査しています。イの①にあるように、教科書の特徴をより明確にするためということ、総括表の調査項目のうちcとdについて、ページ数等を調べるだけでなく、具体的な記載内容についても調べているということです。

それから、その他は、学習指導要領の総則や東京都教育委員会の教育目標等に基づき、東京都教育委員会として個別具体的に調査を必要とした事項です。こちらについては、北朝鮮による拉致問題の扱い、我が国の領域をめぐる問題の扱い、国旗・国歌の扱い等について詳細に調べています。

続いて、(2)の「構成上の工夫」に関するところですが、こちらについては、コラム・資料・トピックスの扱い方や、視覚的資料(写真、図・イラスト、グラフ、表など)がどのように使われているかということ等について併せて調査しました。

実際に、調査結果がどのようにまとめられているのかについて御覧ください。1枚めくっていただき、通し番号10が総括表に当たり、それぞれの教科書について、a、b、c、dの4つの項目について、何箇所あったのか、何ページあったのか、それが全体の中でどのくらいの割合なのかという数値が一覧になっています。

通し番号11には、「自然環境と防災」に関する内容について、先ほどは数値データのみでしたが、具体的な内容としてはどのようなことが書いてあるのかということ、教科書別に詳細に記載しています。地震、津波、土石流、台風等、教科書に記載されている具体的な内容がわかるように作っています。

もう1枚めくっていただき、通し番号12ですが、「北朝鮮による拉致問題の扱い」ということで、こちらについては、地理Aでは、5点のうち3点の教科書に記述があったということがわかりいただけるかと思います。

またもう1枚めくっていただき、通し番号13のところが「構成上の工夫」について調査した結果です。特色あるコーナーや、重要語句の表示が太文字になっていること等の、構成上の工夫がそれぞれの教科書についてわかるように記載されています。

高等学校用教科書の調査研究資料についての説明は以上です。

通し番号14以降が特別支援学校の高等部において使用する教科書の調査研究資料です。

通し番号15及び16に目次がありますが、こちらの調査研究資料においては「水産」を除いた271点を調査対象としています。

また、通し番号17にありますが、障害のある生徒の実態等を踏まえ、「内容」及び「構成上の工夫」の2区分で調査研究を行いました。内容については、「学習の課題や要点が単元の初めや終わりにまとめてあり、障害のある生徒が、学習の見通しを持ち、要点を押えた学習ができるか」、「学習の要点が巻末にまとめてあり、障害のある生徒が要点を押えた学習ができるか」、「障害にかかわる記述があるか」の3つの観点から調査研究をしました。また、構成上の工夫については、「文字の大きさが障害のある生徒にとって適切であるか」、「文字量が障害のある生徒にとって適切であるか」等6つの観点から調査研究をしました。

通し番号19以降がその調査結果です。

今回作成しました調査研究資料についての説明は以上です。この後、各都立高等学校等にこの調査研究資料を配布して、各学校で設置した教科書選定委員会において、教科書を選定する際の資料として活用することとなっています。また、東京都教育委員会においては、これらの教科書調査研究資料、それから都立高等学校等の教科書選定結果等を総合的に判断して、各都立高等学校等で使用する教科書として適当だと認められるものを採択してもらうこととなります。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何か御質問、御

意見ございますか。

よろしゅうございますか。例年と同様の方法で採択を行うということですね。

【指導部長】 はい。

【委員長】 それでは、本件につきましては、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

7月26日(木) 午前10時

教育委員会室

(2) 全国都道府県教育委員会連合会 総会、委員長・教育長協議会

7月18日(水)～19日(木)

徳島県

【委員長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会は、7月26日木曜日、午前10時から教育委員会室で開催します。

また、全国都道府県教育委員会連合会総会、委員長・教育長協議会が7月18日から19日まで、徳島県で開催されます。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。日程、そのほか何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、ただいまから非公開の審議に入ります。

(午前11時05分)